

収 支 報 告 書（令和6年分）

（ 年 月 日開催パーティー分）

* 1～4は提出日現在の内容を記入

ふ り が な

1 政治団体の名称

いけだゆうすけこうえんかい

池田ゆうすけ後援会

2 主たる事務所の所在地

群馬県渋川市半田635番地7

3 代表者の氏名

池田 祐輔

4 会計責任者の氏名

池田 后子

(受付印)



※太枠内に必要事項を記入すること。

※該当箇所に ☒ を入れること。

政治団体の区分

政 党

☐ 政 党 の 支 部

政 治 資 金 団 体

政治資金規正法第18条の2
第1項の規定による政治団体☒ その他の政治団体

(資金管理団体を含む)

☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

☐ 2以上の都道府県の区域等☒ 群 馬 県 内

収支報告書作成担当者の氏名

池田 祐輔

(電話連絡先)

0279-30-3010

(選管使用欄)

番 号

4053

資金管理団体の指定の有無 (12/31又は解散日現在)

☐ 有 ☒ 無

* 以下は「有」の場合のみ記入（「無」の場合は空欄）

公職の種類
(選挙区等)

(現・候)

資金管理団体の
届出をした者の
氏名

資金管理団体の指定の期間

* 年の途中で指定又は取消をした場合のみ記入

年 月 日 から
年 月 日 まで

国会議員関係政治団体の区分 (12/31又は解散日現在)

* 国会議員関係政治団体以外の団体は空欄

☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る
国会議員関係政治団体☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る
国会議員関係政治団体公職の候補者
の氏名公職の種類
(選挙区等)

(現・候)

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

* 年の途中で指定又は取消をした場合のみ記入

年 月 日 から
年 月 日 まで

(その2)

1 収支の総括表

収 支 の 状 況

収 入 総 額	-----A=B+C	0
(前年からの繰越額) *前年の収支報告書から転記	-----B	0
(本年の収入額)	-----C	0
支 出 総 額	-----D	0
翌年への繰越額	-----E=A-D	0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	*会社や法人会員からの会費は[寄附]に計上
金 額	
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	人

(2) 寄 附		*本部・支部間の交付金は含まれない→(その5)に計上	
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考	
(ア) 個 人 か ら の 寄 附			(その7)に内訳を記載
(うち特定寄附)			
(イ) 法人その他の団体からの寄附			(その7)に内訳を記載
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附			(その7)に内訳を記載
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	0		
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)			(その8)に内訳を記載
イ 政 党 匿 名 寄 附			(その9)に内訳を記載
合 計 (ア + イ)	0		

政党(支部を含む)
及び政治資金団体
以外は法人その他の
団体からの寄附
を受けられない

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

*すべての項目について「有」又は「無」に ☒ を入れること。

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

*「有」の場合、項目別区分ごとに内訳を（その18）に記載すること。

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

* 添付したものに ☒ を入れること。

- ☐ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☐ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和7年 4 月 3 日

政治団体の名称

池田ゆうすけ後援会

会計責任者の氏名

池田 后子



* 代表者の氏名については、解散する年の収支報告書にのみ記入・押印すること（通常は不要）。

代表者の氏名

* 解散の場合、「解散届」及び「資金管理団体でなくなった旨の届（資金管理団体のみ）」も同時に提出すること。